

# 『粉じん作業』特別教育

アーク溶接作業やグラインダーによる研削、研磨作業等の粉じん作業はほとんどの職場において行われておりますが、労働安全衛生法第59条第3項では粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業に従事する者に特別な教育を行うことを義務付けています。

## 受講対象者

1. 粉じん障害防止規則別表第2に定められている特定粉じん作業に従事する者。
2. じん肺法施行規則別表に定められている粉じん業務（土石・岩石・鉱物・金属等を溶断・溶接・研磨・ばりとり・裁断・ふるい分けする等の作業）に従事する者。

## 3. 粉じん作業を有する事業所の安全衛生担当者及び職長等の責任者

### 1. 日時・場所

回	年度	日程	時間	会場
第1回	2026	4月17日（金）	受付:9:00～ 9:20～14:55	若松市民会館 （JR若松駅前） 2階 第三集会室
第2回		9月10日（木）		
第3回		12月17日（木）		

### 2. 受講料・テキスト代（消費税10%込み）

（単位：円）

区分	受講料			テキスト代		合計 （税込）	
	受講料	消費税		テキスト代	消費税		
会員	7,000	700	7,700	800	80	880	8,580
一般	9,000	900	9,900				10,780

※ 若松労働基準協会会員に限らず、福岡県下の労働基準協会会員は会員料金を適用します。

### 3. 定員：40名

### 4. カリキュラム

講習内容	時間	
粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1.0時間	4.5Hr
作業場の管理	1.0時間	
呼吸用保護具の使用の方法	0.5時間	
粉じんに係る疾病及び健康管理	1.0時間	
関係法令	1.0時間	

（注）受講希望者が少数の場合は、中止若しくは延期する場合がございますのでご了承願います。

※ 20名程度集まれば、出張講習で対応させていただきます（ご相談ください）

### 5. 申込み方法

- ① お電話にて定員の空き状況を確認の上、所定の受講申請書をFAXまたは郵送にて若松労働基準協会へお申し込みください。
- ② 受講料は講習日の10日前までに納入して下さい。  
尚、原則として申込み後の受講料の払戻しは致しませんのでご了承下さい。
- ③ 受講票等は、受講料振込みを確認後、受講日1週間前を目処に送付致します。  
※ 申込書にご記入頂いた氏名・生年月日・住所・連絡先等の個人情報につきましては講習会以外での利用は致しませんのでご了承ください。

### 6. 連絡先・振込先等

若松労働基準協会  
〒808-0034 若松区本町1丁目13-15 (株)石炭会館ビル 1階  
TEL: 093-751-6563、FAX: 093-863-6567  
受講料振込先: 北九州銀行若松支店 普通預金: 6072367 若松労働基準協会  
（振込手数料は貴社でご負担願います）

## 粉じん障害防止規則別表 第2

特定粉じん作業とは・・・一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます

1	坑内において、鉱物等を動力により掘削する箇所
2	鉱物等を動力により破砕し、粉碎し、又はふるいわける箇所
3	鉱物等をすり積機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所
4	鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下同じ)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く)
5	屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式によるものを除く)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所
6	屋内の、研磨材の吹き付けにより研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所
7	屋内の、研磨材を用いて動力(手持式又は可搬式によるものを除く)により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはバリ取りし、又は金属を裁断する箇所
8	屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウム箔を動力(手持式動力工具によるものを除く)により破砕し、粉碎し、又はふるいわける箇所
9	屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所
10	屋内の、粉状の鉱石又は炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所
11	屋内の、原料を混合する箇所
12	耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く)を動力により成形する箇所
13	耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料(湿潤なものを除く)を動力により成形する箇所
14	屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力(手持式動力工具によるものを除く)により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鑄ばり等を削り取る箇所
15	屋内の、手持式溶射機を用いなくて金属を溶射する箇所

FAX:093-863-6567

## 【特定粉じん作業特別教育】受講申請書

※ 必ず黒のボールペン等で記入してください(鉛筆は不可です)

ふりがな 受講者氏名		生年月日 (昭和・平成)		〒		現住所 携帯:		
所 属 事業所	所在地	〒		都 道 府 県				
	事業所名 (印不要)	業 種 : <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> その他						
	TEL			FAX				
連絡先	担当者所属・氏名			(電話)				
				(FAX)				
【受講希望日】		月	日	受講料振込予定日	令和	年	月	日
				受講料(合計)				円
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員 [加入協会名: 若松 ・ その他( )協会]								
<input type="checkbox"/> 福岡県下労働基準協会の会員ではない								

この受講申請書にご記入いただいた個人情報は講習業務の手続き、その他講習情報提供に利用いたします。  
また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供は致しません。

### 注意事項

1. 全て記入してください。
2. 申込み後の受講料は返却いたしません

申請年月日: 令和 年 月 日

若松労働基準協会会長 殿